

価格の保険の販売を渋った傾向などが、高齢者の医療ニーズに公的に対応すべきとの合意形成を促した。とはいえ、メディケアがスティグマの伴う資産調査を行う制度を避けたのは、功績を評価すべきとの要請からであった。メディケアには年金制度のような所得テストも導入されなかった⁴¹⁾。功績のみでは制度創設の根拠とはならなかったものの、功績は、必ずしもニーズのない者も含む、高齢者全般を支援する制度創設の根拠となったのである。功績は、「高齢」を保障する理念の基盤となった。

さらに今日においては、ニーズに関する高齢者をとりまく状況は変化している。貧困状態にある65歳以上の者と若年者の数は変わらない。年金、メディケア、SSI（補足的所得保障）、メディケイドといった社会保障給付を加味した場合、若年者の貧困率の方が高くなる。「高齢」保障の根拠として「功績」に注目する必要性が高まっている。

② 平等の回復・報奨・褒賞

退役軍人類似の高齢者への補償、これまでの貢献などに対する報奨、純粋な褒賞を分けてとらえ、それぞれを評価する見解もある⁴²⁾。この見解は、第1の補償は、「平等の回復」の要請から求められるとする。政府が行なう補償の歴史的な典型は退役軍人に対する恩給である。社会的に不相応の対応を受けてきた者に対する、アフーマティブ・アクションもこれにあたる。同様に、定年による就労不能、核家族化による家族責任の減退といった社会がもたらした弊害に対して、平等の回復を根拠に補償すべきとする。

第2の「これまでの貢献などに対する報奨」は、世代間の相互扶助の理念により正当化されるとする。あるB世代が前のA世代を、そのB世代を次のC世代が支えることについての黙示の保証に基づき、従来社会では世代間で面倒を見合っている。賦課方式といった、相互依存による世代間の財の移転が社会保障制度において採用されている点からも、保障が正当化されると主張する。社会は、高齢者が育てた子により維持され、高齢者の過去の就労によって繁栄しており、その貢献への報償となる社会保障制度は、正義にかなった公正なも

41) 所得テストとは、わが国の在職老齢年金制度に類似する、所得に応じて年金を減額する仕組みである。詳しくは、拙稿・前掲論文（注12）参照。

42) Kütza and Zweibel, *supra* note 6, at 60-61.

のだと捉えている。

「高齢」保障を正当化する第3の根拠は、「純粋な褒賞」という倫理的な道義である。高齢者は、過去の社会への貢献を理由に特別な保障に値し、その人生を恨みや怒りなく終わらしうる環境への権利があると主張されている⁴³⁾。高齢者の自律を実質的に確保するためには適切なケアと支援が必要であるところ、これは社会的利益であり、その提供は正義にかなっており、博愛の精神から提供されるべきではないとする。高齢者世代は、必ずしも個々人としてではなくとも、社会の一員として、社会的利益の創設に参加した。高齢者の努力によって築かれた科学、技術、医療、文化が、すべての世代の自律には必要であり、高齢者に報いることは正義にかなうと主張する。

③ 指定席理論

高齢者のニーズに加えて、その功績を評価し追加的保障を行なう制度設計は、社会において暗黙のうち支持されてきた人の生活実感に即したものといえよう。

加齢とともに、気が短くなる、頑張る気力がなくなる、新しい不安定なことに挑戦しなくなる、といった心理的变化が生じうる。その結果、たとえば、若い頃は新幹線の自由席に座っていたものの、年をとると指定席を予約しないと安心できない場合がある。若い時は飛行機のエコノミークラスで充分な者が、年をとると、体力的には問題なくとも、ビジネスクラスでないと辛くなる場合がある。若い頃はユースホステルに泊まっていた者も、年とともにビジネス・ホテル、さらには温泉旅館や快適なホテルに泊まりたくなる。これは体力の低下のみを理由としてはいないであろう。年をとると気が短くなる者や、より心配性になる者が増えるからか、気力が衰えるからか、予期せぬ事態を避けたいからか。たとえ体力的には元気な高齢者であっても、年を重ねた結果、若い頃とは同じような行動をとりたくない場合は多い。こうした心理的变化を加味して高齢者を労りたいと思う生活実感を制度設計に活かし、高齢を保障する理論を「指定席理論」と呼ぶことにする。

高齢者の功績、とりわけ純粋な褒賞を支持する見解は、一般的な感覚としては、「おつかれさま」と高齢者に感謝し報いたいと思う気持ちと通じるものが

43) A. R. Jonsen, *Principles for an Ethics of Health Services*, in B. L. NEUGARTEN AND R. J. HAUGHURST ED., *SOCIAL POLICY, SOCIAL ETHICS, AND THE AGING SOCIETY* 97-104 (1976).

あろう。「おつかれさま」と高齢者の優遇を肯定する感覚には、この高齢者に報いたいという気持ちに加えて、高齢者を労りたい、自分も将来は楽したいといった気持ちも含まれていよう。この点ニーズのみを基準とすると、心理的变化は測定が難しく、肉体的に元気な高齢者は他の世代の者と同様のニーズをもつことになり、高齢者に対する追加的保障は正当化し難い。しかし同じ所得を得ている就労可能な元気な若年者と高齢者が存在した場合に、同様の尺度で比較して、これらの者に対する社会保障制度を設計したならば、生活の実情にそぐわない制度となるのではないか。

この他、高齢者を特別に保障すべき理由として、Nina A. Kohnは「最後の晩餐理論」を提唱している⁴⁴⁾。人生の最後において、美味しい食事を高齢者にご馳走する制度に異論を唱える者は少ないであろう。これを理由に、高齢者には他の世代より優遇した保障を提供するわけである。さらに、AALS (Association of American Law Schools) のシンポジウムにおいては、「Happy End理論」が提唱された⁴⁵⁾。人生の最後が幸せであるという物語に、多くの者は賛同するという観点から、高齢者への特別な保障を正当化する。最後の晩餐理論よりも、長期間保障を提供する根拠となると主張された。

若い頃は、自由席であろうとエコノミークラスであろうと耐えられ、元気に働く気力もある。こうした時期に税金や保険料を支払い、人生の晩年を幸せな時間を過ごして閉じられるよう高齢期の生活の安定を保障する社会は、若年者や中年者にとっても安心を提供する社会なのではないか。「おつかれさま」と人生の最後の数年を優遇する制度は、高齢者の尊厳を尊重する制度となろう。

社会が高齢者を優遇したいと考えるこのような高齢者の特徴は、なんと表現すべきか。純粋な褒賞を提供する理由を広げ、「指定席理論」「最後の晩餐理論」「Happy End理論」を、すべて高齢者の「功績」を評価する理論と見なすと、「功績」の理念を曖昧にする可能性がある。他方で、高齢者の生きてきた有様を広く評価するならば、高齢者は指定席が見合っている、高齢者には最後

44) この見解は、Kohn 准教授とサンディエゴにて意見交換した際に出された。

45) AALS Annual Meeting (2010年1月)のAging and Law Sectionのシンポジウム“A New Look at Old Age: Cross-Disciplinary Perspectives on Law and Aging”でKohn 准教授と同じパネルで報告したところ、聴衆から提唱された見解である。

の晩餐をご馳走したいと思う気持ちは、高齢者の「功績」を評価したものといえよう。「功績」は、高齢者が長く生きてきた点を評価し、その尊厳ある生活の保障を目指そうと用いられてきた言葉である。ここでは、「功績」の評価が「おつかれさま」と高齢者に報いたい、労りたいと思う気持ちなどと通じる点にかんがみ、「ニーズ」に対置する概念として「功績」を広くとらえておく。

3) 「功績」の留意点

① 「高齢」保障と「功績」の評価

メデイケアが「事故」ではなく、「老化」に起因した身体・生活障害を保障するのは、その立法過程によると、高齢者の過去の働きや功績を評価したからでもあった。その後、現行制度が維持されているのは、高齢者の政治力に加えて、高齢者に対する社会の労わりや、子からの支援を望まない高齢者の社会的傾向などに起因している。

議論の分かれるところだが、肉体的にも精神的にも弱くなってゆくうえに長い人生を生きてきた高齢者には、功績という観点を評価し、若い世代と比べて手厚い支援を正当化してもよいのではないか。すなわち高齢者世代には、「同じ状態には同程度の保障を行なう」というニーズの保障において多用される方程式をそのまま適用すべきではない側面もあろう。

もちろん、若い世代よりも裕福で、体力的にも元気な高齢者も多い。また元気な高齢者は、今後ますます増えていこう。年金課税のように、いったん分配した財を高齢者の世代内でさらに分配する制度も必要であろう。高齢者の自立をさらに促すべく、健康増進の為の施策、就労ないしはボランティアを促進する施策なども肝要である。また、2で検討したように、社会保障の対象とする高齢者の年齢も、十分に検討してゆかねばならない。さらに、「功績」に代表されるニーズ以外の要素を、どの程度評価し保障してゆくべきか、「高齢」保障の範囲も考察せねばならない。こうした点を加味したうえで、高齢者関連施策を構築するにあたっては、広い意味での「功績」という新機軸も取り入れ、保障の程度や形態を改革してゆくべきであろう。

② 高齢者世代としての功績

「功績」を評価する際に、プラスに貢献した場合のみならず、マイナスの働